

# 明治前半期・旅の法制的環境

奥 須磨子 所員／経済経営学部教授

## — はじめに

明治2年(1869)に人の移動は基本的には自由になった、この年は庶民の旅行が活発になっていく画期的な年であった、なんと言っても、それまで庶民の移動を制限していた全国の関所が廃止されたのだからという見方がある<sup>1)</sup>。一方、庶民の旅の自由はそんなにすぐに実現しなかったという見解もある。なぜなら、関所廃止で関所手形こそ要らなくなったものの、実際の旅では江戸時代の往来手形と同じような「往来券」(往来手形・旅行証などとも)というものを持っていないと行く先々で咎められたから、それがなくても自由な旅ができるようになるのは、ようやく明治も末ごろからだと言うのである<sup>2)</sup>。

どちらが本当なのか、この小稿で決着をつけようなどと大それたことは考えていない。ただ、近藤復堂が備前と京・大坂とを往き来した時期のうち慶応の終わりから明治の半ば頃までの20年間余は、旅に関して言えば、法制的にはどのような決まりや仕組みであったのか、どう変わったのか、その概略を知ることが目的である。これを知ることが、一見、商用ならではの決まりきった他出の手控えにも見える彼の旅日記を、より深く読むための一助になると思うからである。

## 1 — 浮浪・本国脱走の禁止

### (1) 五榜の掲示

新政府が庶民に対する政策を最初に公にしたのは、五箇条の誓文を提示した翌

- 
- 1) 永江雅和「近代日本の旅と旅行産業——JTBを中心として」専修大学人文科学研究所『人は何を旅してきたか』(専修大学出版局、2009年、98頁)を参照した。
  - 2) 今井金吾「古書の楽しみ(24・完) 自由は未だしゝ明治の旅。」八木福次郎『日本古書通信』第59巻第7号(日本古書通信社、1994年7月15日、8~10頁)を参照した。

日、慶応4年（1868）3月15日のことであった。いわゆる五榜の掲示である。よく知られているように、旧幕府の高札を一切除去、新たに太政官名で記した5札を掲示するよう命じたのであった。これら5札は、「定」すなわち永年掲示を命じる第一・第二・第三札と、「覚」すなわち時々の布令であって後の布令で取り除くとした第四・第五札とから成っていた。

庶民の移動という観点から改めてこれら5札の条々を読んでもみると、第二札と第五札に、移動に関わる文言が認められる。まず、第二札に「申合せ居町居村ヲ立退キ候ヲ逃散ト申ス、堅ク御法度タリ」とある。複数が申し合わせて従来住まいする土地を立ち退くことを「逃散」とし、これを「徒党」・「強訴」と並ぶ永年の禁止事項であるとした<sup>3)</sup>。もう1枚の第五札には、「猥ニ士民トモ本國ヲ脱走イタシ候儀、堅ク被差留候」と記し、武士だけでなくその他の庶民にまで、生まれ育った地からの脱籍・脱走を禁じた<sup>4)</sup>。五榜の掲示の内容は旧幕府の民衆政策とほとんど変わらないものであったと評されるとおり、庶民の移動に関しても同様であった。

なお、五榜の掲示を命じたのと同じ日、「蒼生」（人民）に宛ててもう一つの布告が出されていたことに留意したい。その布告は「上下、心得違無之様、名々可尽其分」との「御沙汰」があったことを伝え、「末々ニ至ル迄、急度安堵致シ、生業ヲ可営候事」と命じた。そして、こう命じるのも、天皇のくわしい趣意をわきまえない者どもが、ただただ朝廷に関する事柄を按じてか、あるいは一家の盛衰や目前の栄誉・利益を考えてか、全体の危急を知らず種々の浮説を唱え、かれこれ疑惑を生むようなことがあるからであると続けている<sup>5)</sup>。新政権樹立（王政復古）の宣言から3か月余、宣言の直後1月には鳥羽・伏見の戦いがあり、今3月は江戸で彰義隊が上野を占拠している状況下、人心の動揺のみならず、実際、脱国浮浪の徒に手を焼かされてもいたのであろう。3月4日の布告には「士分ノ者ハ不及申農商タリ共、一切脱国不致様、嚴重取締被仰付候」と見える<sup>6)</sup>。それ自体は軍事的・経済的力を未だ有しない朝廷はもちろん新政権も、士民が居住地を離れて移動することを警戒し、農商などの庶民が一定の範囲内に居て従来の生業に勤しむことを切に望んだのは、もっともなことであったと言わなければならない。

上に見た2札が除去されるのは、およそ3年半後の明治4年（1871）10月以降のこととなる。廃藩置県断行の詔を出して2か月半余り後の明治4年10月4日、まず第五札が太政官布告をもって除去される<sup>7)</sup>。そして、第二札の除去は、

3) 内閣官報局編・刊『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』明治20年（1887）、66頁。以下、出典として法令全書を示す場合には、編・刊者および刊行年表記を省略、読点は筆者による。

4) 『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』67頁。

5) 『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』68頁。

6) 『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』57頁。

7) 「去ル戊辰三月中掲示候高札ノ内第五覚札、自今可取除事」。『明治四年 法令全書』361頁。

さらに一年半を経た明治6年(1873)2月24日になってからであった<sup>8)</sup>。この前後には、1月に徴兵令、7月に地租改正条例、移動ばかりか庶民生活全体に重大な変化をもたらす政策が続けて公布される。まさにその時期まで、五榜の掲示という形で示した庶民の移動に関する禁止事項は保持されていたのである。

## (2) 諸道関門の廃止

明治2年(1869)1月20日、新政府は、幕府が全国に53か所、大部分が関東甲信越であるが、設けていた関所全廃を布告する。なお、江戸時代における諸道の関門には、幕府による関所の外に諸藩が設けたものもあった。諸藩によるいわゆる口留番所は、慶応4年(1868)5月17日の布告ですでに禁止済みであった<sup>9)</sup>。つまり、明治2年1月20日の行政官布告をもって、国中の関所とその類の関門はすべて廃止されたことになる。したがって、これ以降、関所手形、および庶民が廻国や商用旅行の際に携行した旅行許可証と身分証明書とを兼ねた往来手形といった、従来の関門通行のための証書類は制度上一切不要となったのである。関所全廃のこの布告が、日本近代における民衆の移動自由化・旅行活発化の画期と目される所以である。

ところで、関所全廃を実行した新政府の意図はどこにあったのだろうか。あえてこう問うてみるのも、この時点では、先に見たとおり、五榜の掲示は未だ1札も除去されていないからである。別の言葉にすると、「逃散」および士民の「本国ヲ脱走」の禁が依然保持されている時期だからである。士民が居住地を離れて移動することに対する警戒を未だ解かない、こうした姿勢の新政府が、この時点で庶民の移動の自由化を進めようとの意図で行ったとは考え難いのではないかと思うからである。庶民の移動自由化でないならば、関所廃止の意図は何であったか、別の観点から考えてみる必要がある。

さて、この1月20日の布告はきわめて短い。「今般、大政更始四海一家之御宏謨被為立候ニ付、箱根始諸道関門廃止、被仰出候事」が全文である<sup>10)</sup>。今なぜ関所廃止か。廃止の事実自体を言う語句を除くと、短ければこそ、注目すべき語句が「四海一家之御宏謨被為立」であることは明瞭である。そこに重点を置いてこの短文を読むと、この布告は、国中を一つにするという大きな計画をたてて天皇が今その実現に乗り出すのだという宣言のようである。はっきり言えば、旧幕府が国内諸道に設けていた垣・隔ての類すなわち関所を天皇の仰せによって廃止することで、天皇大政の開始を広く示そうとしたものではないのか。そう考えて、

8) 『明治六年 法令全書』64頁。なお、この時に第二札だけでなく全札が除去されるが、これに際して「従来高札面ノ儀ハ、一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可申事」と添えられた。高札を取り除きはするが、高札に示した内容まで取り消すのではないとの意であろうか。

9) 「諸国街道筋ニ於テ、私ニ関門或ハ番所等取建置候儀、被停候事」。『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』163頁。

10) 『明治二年 法令全書』23頁。

この布告に至る前1・2か月ほどに行われた大きな事柄を確認してみよう。すると、この間に、改めて注目される対内的・対外的な新政府の動きがあったことに気づかされる。まず対内的には、関所廃止布告の1か月あまり前の明治元年(1868)12月7日、新政府に対抗した東北諸藩処分詔を出したこと。また、対外的には、横浜の英仏米蘭伊普6か国公使に宛てて、前年1月25日以来とってきた「局外中立」の解除を書面で申し入れる、これが同じ月、12月の4日であったことである。とくに、各国公使宛て書面に「我国内ニ於テ、干戈ヲ用ヒ政府ニ衡抗スル之藩更ニ無之、全国始而平定、政令之出ル処一途ニ諦候」とあることに注目したい。今や全国の平定なり、古いものを改めて新しい天下の政を始めるのが天皇であるとはっきりしたとの認識を披露し、ついでに、戊辰戦争中欧米6か国が宣言していた「局外中立ト申儀者、全ク取止メ可申事」を「我政府ニ於テ当然ト存候」が、あなた方は如何にと6か国に迫っているのである<sup>11)</sup>。これら6か国に解除の決断を促すには、新政府側がすでに勝利し天皇が日本の統治者となったことを認めさせるような、何か目に見える施策の実行が必要であった。それこそが関所全廃であったと推察したい。

ただし、本意は欧米諸国の中立解除であって庶民の移動自由化などではなかったにしても、事実上ではなく制度上の廃止の意味は大きい。たとえば、関所通過に必要な手形を得るための手続きも関所での取り調べも、男性のように簡単ではなかった女性の場合である。移動のために費やす負担は明らかに軽減する。この点だけからしても、関所全廃は庶民の移動を活発化する契機となりうる措置であったことは否めない。

当時の新政府もこのことをよく認識していたに違いない。さればこそ、逃散および脱国・脱走を禁じる五榜の掲示は依然掲げておかねばならない、さらに、これまでに発生している脱籍無産の輩を処置し<sup>12)</sup>、国内平定を確保・維持するための新たな方策も必要であるというのが、新政府にとって偽らざるところではなかったかと推測される。

## 2——旅行の規制

### (1) 市中・郡中制法の時期

ところで、地方行政制度は明治4年(1871)7月の廃藩置県まで府藩県三治制であった。三治の政一途なるべきとされたが、この間は全国で一定規則の法は未だなかった。そのような明治元年(1868)11月から翌2年(1869)3月にかけて、

11) 『自慶応三年十月至明治元年十二月 法令全書』435～436頁。

12) 明治2年(1869)4月15日、「脱籍浮浪人」を本地に引き戻し復籍させよとの沙汰があり、翌3年9月4日には「脱籍無産之輩」の復籍規則を布告する。『明治二年 法令全書』146～147頁、『明治三年 法令全書』333～334頁を参照。

「当時首都の所在地であった京都府では、さし当って治安維持の必要から」<sup>13)</sup>、戸籍仕法および市中・郡中制法が定められた。戸籍仕法は戸籍編製法である。市中・郡中制法は、京都府における人民規制の根本法令と言われ、民政に関する王政復古後初の成文法であった。新政府はこれらを印刷・出版のうえ各府県に頒ち、明治2年(1869)6月4日の布告で、諸府県にその施行を命じた<sup>14)</sup>。この京都府編成の戸籍仕法および市中・郡中制法が他地方で実際にどの程度行われたかは置くとして、政府が諸府県に施行を命じたことにより、一地方法令であるばかりでなく中央法令としての性格を有することになったのである。

民政に関する市中・郡中制法であるから、もちろん、その中に庶民の移動(出稼ぎ・転居・旅など)に関する規定も設けられていたに相違ない。ならば、それはどのような内容であったのか。ここでは短期の移動(旅)についてのみ確認するにとどめるが、『市中制法』・『郡中制法』それぞれに2か所、すなわち出と入りについての規定がみえる。両書の文言はほとんど同一であるので、以下には『市中制法』のものを示す。1か所目は出る場合で、「商用其外にて他国へ出るものハ其趣町役へ申出、町役より往来手形を取り可罷出、然る上ハ、於他国病氣或は死去等之儀相聞ハ、親類組合之内又は町役之者罷越一件可取捌事」とある。2か所目は入った者を宿泊させる場合で、「出処不知ものへ宿貸ましく、都而旅人止宿を乞ふときハ、在処其外聞糺往来券相改、処役人へ届け其上にて止宿いたさすへし、一已之了簡を以宿貸へからさる事」である<sup>15)</sup>。「他国」(管轄外)に行く者には役人への届出と往来手形の取得・携行が、未知の旅人を泊める場合は、泊める者による旅人の往来券確認および役人への届出が義務とされている<sup>16)</sup>。つまり、少なくとも、京都府およびこれに倣って市中・郡中制法を施行した諸府県では、往来券(あるいは往来手形)が短期の移動をする庶民にとっての必需品と規定されたのである。ただし、江戸時代、関所を通らず関所手形を要しない場合であっても、「旅に出るには、それが商売のためであれ、信心のためであれ、国元からちゃんと出国の許可を受けたという証<sup>あかし</sup>である往来手形が必要だった」から<sup>17)</sup>、従来の仕組みの継続を改めて明文化したのであって、新政府が庶民に対する移動規制を新たに設けたというわけではなかった。

13) 福島正夫『「家」制度の研究 資料篇 I』東京大学出版会、1959年、30～31頁。

14) 『明治二年 法令全書』202～203頁。「各書二冊渡方ノ事」とあるので、出版を特別に許可、印刷させたのであろう。ちなみに、新政府は、慶応4年(1868)閏4月28日に出版物の無許可発行を禁じていた。

15) 京都府編纂『市中制法』御用御書物所 村上勘兵衛、11～12丁、23丁。明治2年(1869)3月公布。

16) 京都府編纂『郡中制法』御用御書物所 村上勘兵衛、11丁、19～20丁を参照のこと。ただし、『郡中制法』では、「往来手形」の語は使われず専ら「往来券」である。明治2年(1869)3月公布。

17) 金森敦子『伊勢詣と江戸の旅——道中日記に見る旅の値段』文藝春秋(文春新書)、2004年、171～172頁。

## (2) 明治四年（1871）戸籍法の時期

明治も4年（1871）となった4月4日、新政府はかねてより準備を進めていた全国的統一戸籍の編製を命じた。いわゆる明治四年戸籍法の公布である。制定動機は、「その前文に『戸数人員ヲ詳ニシテ猥ナラサラシムルハ政務ノ最（モ脱か）先シ重スル所ナリ』という点に抽象的にあらわされているが、さらに具体的には種々のものがみられる。明治元年以来手をやいていた脱籍浮浪の徒の取締と復籍（本籍返し）や人民の居住、交通に関する制限監視の統一化という点がある」と指摘されているが<sup>18)</sup>、ここでも、全33則のうち短期移動（旅）に関わる箇所限定して確認しよう<sup>19)</sup>。

まず、第五則に「出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届ケ、戸長之ヲ其庁ニ届ケ出」とあり、第十四則に「凡ソ旅行スルモノ、官員ハ其官省等ノ鑑札ヲ所持シ、自余ハ臣民一般其管轄庁ノ鑑札ヲ所持スヘシ（略）鑑札ニハ当人名住所ト職分ヲ記スヘシ」とある。つまり、管轄外に旅行する者は戸長に届け出て鑑札の交付を受けて携行するよう義務付けられた。ところが、4か月もたない7月22日に鑑札は廃止となった。しかし、旅行届の方はこれまでの「規則ノ通可相心得事」、つまり継続が命じられたのである<sup>20)</sup>。こうして、中央法令たる戸籍法に基づき、実際に戸籍事務を扱う地方行政体が管轄下住民に旅行時の届出を命じる仕組みとなった。その一例に山口県を挙げよう。同県では明治5年（1872）6月に「是迄之通」「届出を命じる布達が出され」、「戸籍法が改正される明治十九年まで旅行届が提出され続けていた」ことが当地に残された史料で確認できるという<sup>21)</sup>。

## 3——実態としての旅行自由化

### (1) 無届旅行の増加

明治四年戸籍法は中央法令であったから、そこに規定された旅行の届出制は原則として全道府県で実施されたはずである。したがって、旅行届に関わる何らかの史料が残存している府県数は、決して少なくないであろう。現に、注13)に示した福島正夫『「家」制度の研究 資料篇 I』採録の山梨・岡山・愛媛県を見ると、どの県の史料からもいくつか拾い出すことができる。それらを一瞥して、気づいたことがある。それは2県で同じ明治11年（1878）に、山梨県では1月中、岡山県では4月中であるが、同趣旨の布達が出されていることである。その

18) 福島正夫『「家」制度の研究 資料篇 I』東京大学出版会、1959年、33頁。

19) 以下の明治四年戸籍法の第五則・第十四則の引用は、『明治四年 法令全書』117、119～120頁より。

20) 『明治四年 法令全書』288頁。

21) 山口市編・刊『山口市史 史料編 近代』2012年、37、352頁。埼玉県の事例は、水口由紀子「明治時代前半期の道中記について——旅行届を中心に」埼玉県立歴史と民俗の博物館『紀要』第2号、2008年3月、97頁参照。

趣旨は、管外旅行届がだんだんおろそかになっているので、必ず行うようにというものである。他に同時期・同趣旨の布達が京都府（明治10年〈1877〉12月）でも、埼玉県（明治11年〈1878〉3月）でも出されている<sup>22)</sup>。

上記の届出督励布達が出されたのは、明治10年（1877）1月29日、政府が府県庁布達条規の違反者に罰金を科す旨を布告したことを受けてであったのだろう<sup>23)</sup>。明治9年（1876）は神風連の乱など、10年は西南戦争と、反政府反乱の続く状況下、政府としては人の動きを警戒して諸府県に布達を出させたのかもしれない。しかし、諸府県が相次いでそれを行ったのには、諸府県側にも事情があったのではないか。その事情とは、明治10年（1877）に至る8、9年頃にはすでに、いったん有事という際には政府に改めて危惧を抱かせるほど、全国的に庶民の無届移動が増えつつあった実態、そして、西南戦争終結後はそれがいっそう顕著になってきた実態であったと推測できる。

ところで、このころ、無届旅行が司法の場で審理される案件になっていた。明治13年（1880）8月中の、大審院による無届旅行を対象とした4件の判決記録が残っている<sup>24)</sup>。これによると、4件すべて、無届で出立して帰宅後に戸長役場に届けた者が刑事事案として告発されたものである。経緯は省略して大審院の判決結果だけを記すと、2件が無罪・2件が免罪（有罪ではあるが帰宅後の届出を自首として）となった。有罪・無罪もさりながら結果としてより注目したいのは、これら4判決によって大審院が、戸籍法は無届旅行を罪に問う法的根拠たりえないとの判断を示したこと、無届旅行を罪に問う法的根拠として認めたのは地方法令としての府県布達であったことである。もっとも、この府県布達は、先に触れた明治10年（1877）1月29日の布告すなわち政府が府県庁布達条規の違反者に罰金を科すよう命じた布告が根拠であったから、この布告の存在意義を改めて問う結果となった。政府は、大審院判決の約3か月後、明治14年（1881）12月6日にこの布達廃止を公布する。施行は翌年1月1日であった<sup>25)</sup>。したがって、明治15年（1882）以降、旅行届は中央法令上の根拠はなくなり、言わば、罰則を伴わない地方行政体の設ける規則によって勸奨されるものとなった。

## (2) 往来券発給の廃止

明治12年（1879）11月28日、愛媛県は管下各郡町村に宛てて達を出した。それは、東京府から県に届いた通知の内容を知らせるためだった。その通知には「寄留旅行鑑札ノ儀（略）廃セラレ候得共、寄留證無之テハ出先ニ於テ差支不少故ニ、区戸長ノ見込ヲ以テ證書附与致来候処、右ハ到底無用ノ手数ニ付、以来ハ

22) 京都府については、福島正夫『「家」制度の研究 資料篇Ⅱ』（東京大学出版会、1962年）340頁を参照。埼玉県は、注21)の水口由紀子論文、97頁の（資料二）を参照。

23) 『明治十年 法令全書』12頁。

24) 司法省編・刊『大審院刑事判決録』1881年、103～108、394～399、709～719頁。

25) 『明治十四年 法令全書』42頁。

一切附与致サス」とあった<sup>26)</sup>。旅行する者について言えば、旅行鑑札廃止以降も処役人が必要と判断した場合には届出者に給付してきた証書を、東京府では今後発給しないので悪しからずという通告であった。

京都府は、管轄を越える庶民の出入にあたっては、処役人への届出および往来券の取得・携行を義務付けていたこと、そして、この規定を含む市中・郡中制法は全国に先がけて編成したものであったことはすでに見た。この制法を「是永世之制法たり」としていたからであろうか、京都府は、明治4年(1871)7月に政府が明治四年戸籍法に定めていた旅行鑑札を廃止した際、政府への伺いの形をとりつつ反対し、制法に定めた往来券発給方式を「一般ノ御規則相立候迄」「不苦候事」の言葉を獲得して継続した。さらに、その翌年6月には「速ニ此度ノ御布告御取消、希クハ都テ他管轄之地へ出行ノ者ハ、町役村役之証書往来手券等致所持候様、更ニ御発令有之度」と政府に往来券の制度化を建言していた。その京都府が、「向後トテモ必ズ、出立前ニ往キ先滞留期限等審ニ戸長へ届出往来券申請、出立スベキ事」という府民への布達を廃止する。それが明治14年(1881)4月のことであった<sup>27)</sup>。

新しい首府となった東京府、かつて首府であった京都府。その二府が、いみじくも明治10年代前半中に、往来券の類を廃止したことになる。旅行の届出義務は法制度上存在していたものの、明治8・9年頃にはすでに事実上の崩壊が目に見えるようになっていた。つまり、旅行という短期の移動については、届出も役所発行の証書類も不要になった。これを日本近代における旅行の自由化、法的制度上における自由化と言うならば、それは明治10年代前半に実現し広まり始めたことになる。この自由化は、まず実態として庶民の移動の増大が起り、これが法的制度の変更を引き起こすことで実現していったと言えよう。

## —— おわりに代えて

今回のプロジェクトで整理対象とした近藤家文書のうち、慶応4年(1868)から明治22年(1889)までの間に、近藤のみの記名2点を含め近藤復堂が記した旅日記は13点、これらには、旅についての法制的な決まりや仕組みに直接かわる言葉は記されていない。しかし、新政権樹立(王政復古)宣言後十数年間の彼の旅は、以上にみえてきたような法制的環境下でなされたのは事実である。そう意識して彼の宿選びや京都での行動などを見てみると、それらにこれまでとは違った理解ができそうである。それを今後の課題として、小稿を閉じる。

[おく すまこ]

26) 福島正夫『「家」制度の研究 資料篇Ⅰ』東京大学出版会、1959年、422頁。

27) 福島正夫『「家」制度の研究 資料篇Ⅱ』東京大学出版会、1962年、338~339、340、348頁。